○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町阪松原字左田二七五、二七八の一、三二〇から三二五まで、三二六の二、三二六の三、三二九の一、三三〇、三四三、三四三の一、三四五、三四五の一、三四六の一から三四六の三まで、三四七、三四七の一から三四七の三まで、三四八、三四九、三五一、三五二、三五六、三六八、三六八の一、三六九から三七二まで、三七三の一、三七五の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字奥唐子四四一六の五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字宇藤木山一九七九の二、一九七九の一六、字布引一九八〇の一、一九八〇の三、一九八〇の五、一九八〇の六、一九八一の三、一九八一の四、一九九二、一九九二の一、一九九二の二、一九九二の四、一九九二の七、一九九二の八、一九九二の一一、一九九二の一三、一九九二の一五、一九九四の四、字布引山一九九三の八、一九九三の一六、一九九四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町桑原字井ノ谷三八五の一、柚原町字上広二三一、二三一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井ノ谷三八五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　香川県綾歌郡綾川町羽床上字長谷二〇四〇の一、二〇四〇の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇四〇の四、二〇四〇の八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び綾川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市横山町二四五六の一、二四五六の二、二六二九、二六三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社総合資格から役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十三年八月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　役員の氏名の変更

変更前	岸　あゆみ
変更後	北島あゆみ

二　変更する年月日　平成二十三年六月九日

○国土交通省告示第八百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　鎌倉都市計画公園事業三・二・一号岩瀬下関防災公園

三　事業施行期間　自平成二十三年八月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県鎌倉市岩瀬字上耕地

使用の部分　なし